

質問に対する回答(川越南文化会館)(令和7年8月25日公表)

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
1	募集要項	3	1	ボランティアビューローについて、窓口業務以外の管理は指定管理者が行うのでしょうか(指定管理者の瑕疵にあたらない場合の備品等の破損等に対する対応)。	ボランティアビューローの管理については、基本的に行政財産使用許可を得ている使用者の範疇になると考えます。また、指定管理者の瑕疵にあたらない場合の破損等への対応については、市または使用者の範疇と考えます。 なお、施設全体に関する空調・電気設備等は指定管理者に管理いただきます。
2	募集要項	5	3	キャッシュレス決済導入とのことですが、市で導入しているキャッシュレス決済方法の同等品を導入した方がよろしいでしょうか。	必ずしも同等品を導入する必要はありません。決済方法も含めて提案してください。
3	募集要項	6	16	指定管理期間に蛍光灯の生産終了(2027年)となりますが、照明器具等の交換は指定管理者が行うのでしょうか。	原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修(小破修繕:一件当たり見積額100万円未満のもの等)以外は、市が実施します。
4	募集要項	16	8	提案内容を実現することができなかった場合、次期指定管理者選定時に実績評価として減点対象(―5%程度)とありますが、自主事業計画も対象となりますでしょうか(内容変更、時期、収支計画含む)。	自主事業計画は対象外とします。
5	募集要項	2	16	デジタルサイネージを利用して指定管理者の広告収入を得ることは可能でしょうか。	行政財産の目的外使用に関する申請が必要となります。使用の可否については、法令の規定に基づき、市が決定します。 なお、広告料収入を得るデジタルサイネージは指定管理料での購入はできません。
6	募集要項	3	27	自主事業について、著名な出演者の公演を依頼する場合は早期に予定を組む必要があります。この場合において優先して日程を決定することは可能でしょうか。	施設の繁忙期等を考慮した上で、優先して予約を組むことは可能です。
7	募集要項 添付資料2 管理運営基準	4	28	緊急に回復が必要な場合の修繕で100万円以上となってしまった場合の対応は指定管理者が行うのでしょうか(支出含む)。	添付資料3のとおり、見積金額が1件あたり100万円以上の修繕は原則として市が対応しますが、緊急性が高いなど特別な理由がある場合は、市と指定管理者で協議の上、決定します。
8	募集要項 添付資料2 管理運営基準	5	30	開館当初からの空調設備で、設備の老朽化や昨今の気候変動により設備機能が対応しきれない場合、設備の入替などはお考えでしょうか。	現状では空調設備の入替は予定していません。